

事務連絡  
令和2年12月11日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る  
診療時間等の変更に関する医療法上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について」（令和2年2月16日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

上記に加えて、年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る医療法上の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、この取扱いは、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、年末年始においても引き続き診療・検査体制や入院体制を維持・確保することの重要性に鑑みたものであることにご留意いただくようお願い申し上げます。

記

年末年始における医療提供体制の確保に当たっては、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、一時的に診療時間や診療日を変更することも想定されるが、当該変更については、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく届出は省略して差し支えないこと。